

総務常任委員会

平成22年12月9日(木曜日)

総務常任委員会

平成22年12月9日(木曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3号 旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市定住自立圏形成方針の変更について
- 議案第 9号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員(7名)

委員長	島田和雄	副委員長	飯嶋正利
委員	林正一郎	委員	林俊介
委員	柴田徹也	委員	太田将範
委員	大塚祐司		

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議長	林一哉	議員	景山岩三郎
----	-----	----	-------

説明のため出席した者(24名)

副市長	増田雅男	秘書広報課長	米本壽一
行政改革推進課長	林清明	総務課長	平野哲也
企画課長	神原房雄	財政課長	加瀬正彦
税務課長	堀川茂博	市民課長	石井繁

会計管理者 高山重幸
監査委員 平野修司

消防長 佐藤清和
その他担当員 13名

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋
主査 穴澤昭和

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

これから総務常任委員会を開会するわけでありますけれども、10月の末に、私ども総務常任委員会、行政視察ということで行ってまいりました。林正一郎委員と大塚祐司委員がそれぞれ急用、急病ということで参加できなかったということで大変残念でありましたけれども、視察先と視察の内容でありますけれども、1日目は滋賀県長浜市を視察いたしました。これは合併をした市でありまして、合併特例債を使いまして庁舎の建設をこれから行うと、その視察をしてまいりました。

2日目は同じく滋賀県の彦根市でありますけれども、定住自立圏構想ですか、これの先行団体ということで、既に本年度から定住自立圏構想の事業に取り組んでいるといった市を視察したわけでございます。

3日目は、今度、岐阜県に入りまして、岐阜県大垣市ですが、これは行政評価といった取り組みを平成15年から行っているということで、そういったところの視察をしてまいりました。

いずれも、今、市が懸案としているようなものでございます。視察の結果を踏まえまして、これから旭市の市政の改善に反映できればというふうに委員一同考えておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、景山岩三郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解を願います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 5分

委員長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

議長(林 一哉) おはようございます。

総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました一般会計の補正予算を含む4議案について審査をしていただくわけでございますけれども、どうか十二分に審議されまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、整いませんけれどもあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまです。よろしくをお願いいたします。

委員長(島田和雄) ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

副市長(増田雅男) おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、先ほど議長さんが申したとおりでございますけれども、議案第1号、平成22年度の一般会計の補正予算、それから議案第3号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第8号、定住自立圏形成方針の変更について、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の事務の変更並びに規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます、整いませんがあいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

委員長(島田和雄) ありがとうございます。

議案の説明、質疑

委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第8号、旭市定住自立圏形成方針の変更について、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

本会議でも申し上げましたけれども、改めて予算の規模をご説明しますと、今回の補正額5億5,000万円を加えた後の予算規模は284億900万円で、前年度の同時期と比較いたしますと5億3,500万円、1.9%の増となっております。

次に、少し飛びまして9ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしまして、国・県補助金、それから寄附金、地方交付税と繰越金を計上しております。このうち9款1項1目地方交付税の補正額は3億5,013万5,000円で、普通交付税が決定されたことにより増額となっておりますことから、今回の補正財源として必要な額を計上しております。

なお、残額につきましては、今後の補正財源として留保するものでありますが、この11月26日、国の補正予算、それとともに成立いたしました地方交付税法の一部改正によりまして、22年度分につきまして修正がなされておりますので、これは後ほど諸般の報告の中で、その額等について説明させていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金の補正額は1億2,290万1,000円で、留保しておりました繰越金の全額

を今回の補正財源として計上しております。そのほか事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございますので、以上で議案第1号の補足説明を終わります。

委員長（島田和雄） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうより、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の31ページのほうをお開きいただきたいと思います。

それではご説明申し上げます。

一般職の給与費の明細書でございます。今回の補正は職員の新陳代謝、人事異動に伴う増減と、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

給与費等について、補正後と補正前を比較いたしますと、給料が3,638万4,000円の減、職員手当等が5,845万2,000円の減、共済費が827万9,000円の増となり、合計で8,655万7,000円の減となるものでございます。

なお、共済費の増の主な理由でございますけれども、これは共済費の負担項目の1つでございます追加費用の負担率の増によるものでございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。次のページでございます。

給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。

給料の増減額のマイナス3,638万4,000円のうち、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は162万4,000円の減でございます。これは人事院勧告に基づきまして、約0.2%の引き下げ改定ということを行うことによるものでございます。その他の増減分は3,476万円の減となります。この内容につきましては、退職等の新陳代謝によるもの及び配置がえ、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額の差額について補正を行うもので、育児休業あるいは休職の欠員による減給も含んでいるところでございます。

職員手当等の減額分5,845万2,000円のうち制度改正に伴う増減分は5,406万7,000円の減となりました。その内訳は、期末手当の減額分が4,159万7,000円、勤勉手当の減額が1,238万5,000円で、期末手当の年間支給率、右側に書いてございますけれども、2.75月から2.6月に、勤勉手当の年間支給率を1.4月から1.35月に、したがって、期末勤勉手当の合計では、年間4.15月から3.95月としたことによるものでございます。

また、その他の増減分は438万5,000円の減でございます。これは人事異動、育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 企画課長。

企画課長（神原房雄） 企画課所管の予算について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

8目の電子計算費のところの広域情報ネットワーク運用事業でございます。これにつきましては修繕料に不足を生じるという部分で補正をいたしました。これについては光ファイバーの移設及び電柱移設工事に対応する部分でございます。当市においては76か所の公共施設を光ファイバーで結んでいるわけですけれども、その中において電柱移設がいろんな事情の中において出てきます。NTTが86本、それから東電の電柱が2,593本、共架して使っておりますので、そういう関係で東電のほうから、電柱移設という部分において光ファイバーも移設するという費用でございます。今後、約15本の移設が見込まれるということの中におきましての補正額でございます。

それから、11目諸費でございます。地上デジタル化対策事業の部分の負担金補助及び交付金でございますけれども、地上デジタル化対策事業補助金97万6,000円の補正という部分でございます。これにつきましては、9ページを併せて見ていただきたいんですが、総務費の国庫補助金に同額を計上してございます。

内容でございますが、旭市の鐮木地区におきまして、平成13年ごろに成田空港の開港に伴いまして、飛行機の影響でテレビ、アナログですけれども映りが悪いということで、当時、新東京国際空港公団が共同受信アンテナを設置をいたしました。今回といいますか、地上デジタル放送になるわけでありまして、飛行機の影響はないということではございますけれども、実態として鐮木地区については、地上デジタル放送の受信がよくないという部分もございまして、引き続き、今度は新東京国際空港公団ではなくて、そのアンテナをそのまま活用していいですよという部分に公団のほうからなりまして、それに対応する部分については、今度は地上デジタル放送ですので、国の責任において実施するというふうになりましたので、そのアンテナの部分を活用した中で地上デジタルに対応する工事費として、全部で195万3,000円かかります。それに基づきまして、補助金として国のほう、総務省のほうから97万6,000円、その部分を今回、予算計上したという部分でございます。

そのほかに補助金もNHKからの補助金が90万7,000円ございます。これは直接、鐮木地区の北門という組合のほうに直接流れることになっております。それと自己負担として7万円という部分で、総額195万3,000円について、地元負担7万円の中で、残りについては総務

省・NHKの補助金において対応するというふうになっております。鎚木地区は従来、空港のアンテナを使っている部分が、北門、中宿、山ノ下、鎚木等がございますけれども、今回においては、そのうちの北門が10世帯で組合を設立しましたので、それに対するアンテナの設置、地上デジタルを見れる形にするという工事費について補正するものでございます。

以上です。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

林委員。

委員（林 正一郎） 今のこの地上デジタル化対策事業ということで97万6,000円ということで、ちょっと課長さん、お聞きしたいのですが、うちのほうでNHKだけが映らないんですよ。これはなぜかというと風車の影響で。これは恐らく苦情が相当出ていると思うんです。私のほうも相当、衛星放送でやったり、いろいろやってみたんですが、なかなかうまくいかないということで、これ、あの辺、調査していただいたのかどうかね、前には、旧町時代はよく調査していただいたわけですが、今回、調査をしていただいたのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 今、旭市の中で、地上デジタルに切り替える部分で、テレビがよく映らないという部分は、結構問い合わせがございます。これにつきましては、基本的には今、テレビで流れているように、うちの地域については見えませんよという部分については、デジサポのほうへ連絡していただきまして、そうしますと、デジサポのほうから調査に来るといのが旭市全体、これは旭市に限らず、ほかの地域でもそういう体制に国のほうはしております。

今お話がありました風車の関係で見えないという部分につきましては、原因者が風車という部分になれば、当然、原因者のほうで調査をするということになると思います。私、商工観光課長をやっておりまして、その担当でございまして、風車については商工観光課のほうで対応しているわけですが、その中で原因者という部分で、従来から地デジになる前から、アナログのときに風車の関係で見えないので共同アンテナを立てていたという部分もあります。今度、地デジになりましたら電波の力が強いので、今まで以上に見えるよ

うにはなるんじゃないかなという部分がありますけれども、いずれにしても風車の影響によって見えない部分については、その原因者である風車の会社等々が、その地元の方と相談しながら、また共同アンテナを立てるのか、見える部分については個人でお願いするというような話を聞いております。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 見えるんですがね、このデジタルになると、チラチラとして消えちゃうわけですね。前のはチラチラとなって消えないですが、今は消えちゃうわけですね。だから、相当1チャンネルだけが苦勞して、ほかはよく見えるんですが、1チャンネルだけがそういった弊害が出ているというのが、うちのほうの地元では相当あるらしいですよ。それで、電気屋さんもアンテナをいろいろと衛星にしてみたり、いろいろやってみるけれども、なかなかうまくいかない。それで南風、北風がちょっと強いと風車がぶんぶん回ると、余計それがひどいわけですよ。そんなわけで、私も課長さんにちょっと聞いてみようかなと、こう思っていたんですね。市のほうの対応策というものも、やはり市民からそういった苦情を聞いたら、対応は一応とっていただいたほうが私は望ましいのかなと、こういうふうに思いましたので、ちょっと質問させていただいたわけです。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 分かりました。今お話のあったことについては、商工観光課のほうへ伝えまして、風車の業者に、その旨、伝えるようにいたします。

それともう1つ、これはまだ国のほうで発表はしていないので、公にはちょっとできない部分もあるんですけれども、今、先ほど冒頭申し上げましたけれども、地上デジタルを見るにおいて、大体見えるんだけれども、1チャンネルと8チャンネルが見えないとか、見えるときと見えないときがあるという部分があります。それについては、1つは難視地域ということで、山を背負っている関係で見えないという部分も確かにあるんです。

もう1つは、いろんな電波が今、東京タワー、それから東金、小見川、横芝光、佐原、そういう電波が今、新しい中継基地ができています。その中継基地の電波が、気象状況とか、いろんな部分の関係で、旭市に一斉に流れたりするという部分もあるという話を今、きのうですが、ちょっと国のほうから聞きました。それについては、新たな対策を考えるという話で、国のほうでも近々発表をしたいということを言っていましたので、そういう今の時点では、デジサポのほうへどんどん電話してくださいというのは難視地域の部分なんです、今

度は電波が、いろんな電波が交じり合うといいますが、そういう部分での、それは毎日ではなくて、日によってそういうときがあると。曇り空で、ちょっと何かどんよりしているときとか、そういうときによく見えないとかと、そういうのもあるんですけども、そういう部分については、いろんな電波が来ている関係で、そういうふうになる部分もあるということで、その対策についても国のほうで今考えて、近々その対策を含めて公表するという話もありますので、いろんな事情がありますので、1つは今、お話がありましたように、風車については原因者があるわけですから、その原因者のほうに調査をある程度依頼するというのもありますし、ほかの地域について見えない部分については、完全に山を背負って見えないとか、いろんな障害物があって見えない部分については難視地域という部分を指定されれば、また国のほうで対策をするし、電波のこういう入り込んでいる部分についても、今後、対策について発表するというふうになっていますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元のほうに、議案第3号資料という、こういうA4の横のものが最初配ってあったと思いますので、こちらのほうをご覧くださいながらお願いいたしたいと思います。

この資料につきましては、任期付職員の採用等に関する条例に規定する任期付職員の採用要件や任期などについてお示しした表でございます。

最上段の網かけの部分については、条例の中の条項を記載してあります。

まず第2条第1項、特定任期付職員でございますけれども、の採用要件については、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者、例えば弁護士ですとか公認会計士等を一定期間活用して、業務を遂行することが特に必要な場合には、任期を定めて採用できるというものでございます。

下の段へと順次説明をさせていただきます。

の採用方法についてですけれども、任期付職員の全般の、これは共通事項になりますけれども、任命権者の選考により採用できるというものでございます。

任期につきましては、法律において5年を超えない範囲内で任命権者が定めるといふものとしております。

の給料に関しては、一般職の行政職給料表は適用せず、条例第7条第1項に規定する特定任期付職員用の給料表が適用されるということになります。

また のその他としましては、任期付職員全般に言えることでございますけれども、勤務条件や服務等に関しては、定年制度を除いては一般職の職員と同様の扱いとなるというものでございます。

それでは、真ん中の列の第2条第2項の任期付職員につきましては、第1号から第4号の4種類がございます。

その採用要件につきましては、第1号につきましては、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するが、その適任者の確保が一定期間困難な場合でありまして、これは先日、本会議にて質問の中でご説明をさせていただきましたが、現在、市が任期付職員として採用を来年予定をいたしております千葉県警察本部の再任用警察官の採用に当たりましては、この条項を根拠として採用させていただく予定でございます。

次に、第2号につきましては、急速に進歩する技術等、例えばコンピュータシステムに関する専門的な知識経験を有する者等を雇用する場合がございます、その知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合。

第3号は、現に専門的な知識経験を有する職員が一定期間、他の業務に従事させる必要があるとき、その後任として、その期間に適任の職員を市役所内で確保しがたい場合がございます。

次に、第4号は、経営コンサルタント等、公務外での実務経験で得られる最新の専門的知識経験を有する者を雇用する場合がございます、その知識経験を有効活用できる期間が一定の期間に限られる場合の規定でございます、それぞれ任期を定めて採用することができるようにするものでございます。

採用方法、任期については、特定任期付職員と同様でございます。

給料につきましては、一般職の職員と同じ行政職給料表を適用し、採用する職員の経験、経歴、他の職員との均衡等を考慮して決定することになります。

一番右側の欄の第3条、第4条の採用条件でございますけれども、第3条関係といたしまして、公務の能率的運営を確保するため、(1)としまして、一定期間に終了することが見込まれる業務、(2)として、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等に、一

般的な事務を行う職員として任期を定め採用することができるというものでございます。

第4条関係につきましては、任期付の短時間勤務職員に関する規定となっております。採用要件については、ただいま第3条で申し上げた(1)(2)の要件に加えまして、窓口業務の時間延長など、住民に対して直接提供されるサービスに係る業務や、それらサービスの延長または繁忙期の体制の充実並びに維持する必要がある場合、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるということになっております。

第3条、第4条の任期付職員の任期については、法律により3年を超えない範囲内で任命権者が定めるとされておりますけれども、括弧内の記述になりますけれども、第3条の(1)の業務について、当初の見込みを超えて期間延長された場合等、やむを得ない事情により任期を延長することが必要な場合には、5年を超えない範囲内で任期を延長することができるというものでございます。

給料については、行政職給料表の最下段に、今回新たに加えさせていただく任期付職員の給料表を適用することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長(島田和雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

(発言する人なし)

委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画課長。

企画課長(神原房雄) 議案第8号につきましては、本会議で説明した以外に、追加して説明することはございませんので、ご質問にお答えしたいと思います。

以上です。

委員長(島田和雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

委員(飯嶋正利) 先ほど委員長の報告のように、10月に総務常任委員会のほうも行政視察で、この定住自立圏のほうを見てまいりました。

当市におけるこの定住自立圏のビジョンの策定の進捗状況、また具体的にどのような事業

を計画しているのか、分かればご報告いただきたいと思います。

委員長（島田和雄） 企画課長。

企画課長（神原房雄） それでは、定住自立圏ビジョンの進捗状況についてお話をいたします。

共生ビジョンの懇談会の委員の委嘱というものがまず必要になりますので、それにつきましては8月23日に委員の委嘱を行いました。委員につきましては、公募委員が2名、それからビジョン記載の各分野の団体から推薦で14名、トータル16名の委員の選定を行いました。

内訳ですが、医療が2名、福祉が1名、教育が1名、産業が4名、人材育成が1名、地方公共交通が1名、地産地消が2名、交流1名、都市機能が1名、それと公募委員2名の16名でございます。

委嘱が終わりまして、第1回目の懇談会を開きまして、定住自立圏の制度の概要について、定住自立圏の共生ビジョンの概要について、予定する事業等のお話をいたしました。そこでの主な意見としては、構想に取り入れるべきものとして、道の駅、企業誘致、特産品開発、中心市街地活性化、観光情報発信などが挙げられておりました。

第2回の懇談会については、10月20日に開催をいたしまして、説明した内容としては、定住自立圏形成方針の修正という部分で、今回の修正を含めてのお話をして、それから定住自立圏共生ビジョンの素案をお示しをいたしました。そこでの主な意見につきましては、ビジョンについてはおおむね了承をいただきまして、その中の産業振興の中で、経済効果につながる一歩を歩んだやり方等々について検討してほしいという部分の意見が主な意見でございました。

今後の開催予定でございますが、第3回懇談会については、今月の15日に開催する予定でございます。その時点で定住自立圏の共生ビジョンの案ということで、ほぼ最終段階のものとするものを提示する予定であります。それが過ぎましたら、今度は第4回懇談会ということで、平成22年3月に定住自立圏共生ビジョンの承認ということで承認をいただくという部分で考えております。当然、承認をいただきましたら、ホームページ等で公開をする予定でありますし、3月議会におきましてお示ししたいというふうに考えております。

事業の数がございましたが、今、検討している事業の数は約30事業を考えております。

以上です。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

委員（林 正一郎） 余り質問したくないのですが、非常に産業振興のところ、3ページに書いてありますように、非常に立派な項目でございますが、例えばこの海上地域で地元の朝市ということ、地域住民主催の活動を地域資源とし再評価して観光振興を図る」というふうに書いてございますが、旧飯岡地域でもいいおか荘前で、これは早くから、もう20年近く朝市を、かあちゃん市をやっているわけですね。これが漏れているというのはどうかと、こういうふうに私、今ちょっと感じたものでね。

それと、この漁港と釣り宿と、こういったもののことが書いてございますので、これはこういうことかなと、こういうふうに思っておりますが、あと、このイベントで都市部のほうにいろいろと、ここに朝市、これは飯岡駅のほうですね、書いてあるのは。飯岡町時代には、タカミメロンを千葉のそごうで売ったり、東京駅でやったり、いろいろイベントをやってきたわけですね、それらがちょっと地産地消の中で欠けているなど、こういうふうにちょっと今、目を通して見たわけでございますが、もう少し具体的にその点もお願いしたいというのが、再検討する余地はあるんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、課長さんのご答弁をお伺いします。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 今、委員さんからお話がありました海上朝市で飯岡にはないという部分ですが、これについては前回もお話をいただきまして、すべてのものを網羅して具体的に書けば本当はいいのかもしれないけれども、特徴的なものとして記述してございますので、そういった中では海上の部分が、そういう部分はなかったというか、そういう部分の中で特徴的というふうに表してあります。

メロンについては、確かにタカミメロン、有名な部分でございますので、きょう、お話があったことについては、この15日の懇談会にお話をしたいと考えております。

以上です。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） もう1点、私もいつも感じしているところなんですが、旧飯岡町も恐らく旧町は、空き家が多いじゃないかと、こう思っているわけですね。この空き家対策というもので、やはり課長さん、ひとつ行政側で考える余地があるんじゃないかなと、こう私なりに思っているわけでございますが、きょう、千葉興業銀行の常務が、朝、暮れのごあいさつに来まして、いろいろと10分ほど対談をしたわけでございますが、私も常日ごろ思っている

ことを、この千葉県民ですか、この東総地域の市民は思っているんだなと、そういうふうに自分なりに感じたわけですが、東金地区は、人口は旭市よりちょっと東金市は少ないわけですが、あの周辺としては多いわけですが、それは何で東金地区の人口が減っていったのかということは、課長さんお分かりかと思いますが、それは何でもないんですね、医療体系が整っていない。旭市は中央病院があるから、これを核として医療人口が、年をとった場合には、すぐに病院へ行かれるというようなことで、この旭市の人口の減が、旭市も減ってはおりますよ、減ってはおりますが、減る比率が少ないということでございますね。

それとこの間、私のような商売をしていますと、いろんなところから中央病院に通いたい。だから東京から引っ越してきたいと、高齢者がいっぱいいるわけですね。だから、そういったことでございますので、この定住自立圏の構想を練るからには、やはり空き家対策というものが、空き家対策をすることによって人口も増ということも考えられるわけでございますので、その点が1つも入っていないということが、私はちょっと寂しいなという感じを受けましたので、課長さんにお伺いいたします。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 委員さんのご質問ですが、これも先ほど答弁したのと同じになりますけれども、今、委員さんのお話があったことにつきましては、15日の会議の中において検討したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

委員（柴田徹也） お尋ねをいたします。

今、海上の朝市の話が出ましたけれども、後で道の駅の建設というのがこの中に入りますよね。そうすると、例えば道の駅が今度盛んになると、どんなものか分かりませんが、そっちの影響にも、朝市のほうにも影響が出るんじゃないかと思うんですね。それで、先ほどのお話ですと、3月にビジョンの承認がされるということです。その道の駅を、どのぐらいの規模で、どんなふうな感じに持っていきたいのか、その辺をちょっとお話し聞かせていただけないでしょうか。

委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） この定住自立圏の形成方針という部分につきましては、まず、ビジョンを策定するについて、ある程度、形成方針の中の文言の中で、それが読み取れないと、ビジョンのほうで、例えば今回の部分もそうなんですけども、学校給食センターという具体的なビジョンの中で実施しますということで、今回、形成方針の変更をいただきました。

具体的に学校給食センターという部分で、それを建てるについて、この形成方針の中で、そういった、それを食育だったり、旭市の食育を生かす、そういうものを進めますよという言葉がないという部分で、結局、旭市は何でもあるという部分がありますので、学校給食センターについても、地元のそういうものを使うんだという部分で、食育を充実させるという言葉があるので、逆に学校給食センターができるんだという、そういう作り方なもんで、ですから道の駅についても、直接、道の駅という部分では示しておりませんが、地産地消とか、そういう部分の中で道の駅ができるような形を考えていますという部分で、具体的に道の駅をどういう規模で、どういう形でという部分については、これから検討する部分でありまして、そういった道の駅的な部分について、先に事業ができるような形を形成方針で定めているという部分ですので、あくまでも実施する部分については、これから検討するという部分でございます。

ですから、今回の形成方針の中で、道の駅という話を具体的に言いましたけれども、そういった事業がビジョンの中で取り入れることができるように、市のほうでそれを進めることができるようにということで、今回、地産地消という、そういう部分の中で改正をお願いするという部分で、具体的に道の駅を今後どうしていくか、どのようにつくっていくかという部分については、これからということになります。これは検討委員会を作って実施すると。あくまでも、これはこういう事業を旭市として定住自立圏の中で考えていきますよという項目だけでございますので、今後それを実施するというふうになれば、委員会であったり、検討委員会であったり、いろんな組織が必要になってくるというふうに思っております。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） この道の駅の問題ですが、私はこれはもう持論でございますが、20年前からもう大反対の1人なんですけど、正直なことを言って、なぜこの道の駅をつくって、どれだけのことをやるか分かりませんが、この前、大塚議員も一般質問でやっておりましたが、まさに民業の圧迫にならないかということが、まず第一義的に言えることなんです。これはちょうど小売業者というものは、日本の小泉総理の時代に、要するに竹中平蔵さんが市場原理主義を用いたわけですね。これで要するに日本の流通業界というのは大きく変わってき

たんですね。今から20年前に、うちの個人的なお話をして申し訳ないですが、うちのビルの所に千葉そごうが出店した。旭の商調協が100坪以上は許可しないということで98坪で出店して、あとは倉庫とか事務所に使ったわけですが、それで営業を開始した、開店したわけですが、そういったものを全部撤廃しちゃったから、この問屋制度というのはなくなっちゃったんですね。だからもう小売業者というのは全部つぶれてきちゃった。今になってシャッター通りができたと言国が大騒ぎしたって、これは間に合わないですね、だからそういったこと。

それと、旭市で果たして道の駅をつくってペイするかということですね。私は毎年1億ぐらいの損をしていくと思います、はっきり言って。いいおか荘よりもっと悪くなると思います。それはなぜか、皆さん、考えてみてください。大企業に役所が道の駅をつくってペイするわけがないです、ノウハウが違います。旭市は、もういっぱいあるでしょう、カインズもあればベイシアもあるし、ビッグハウスもある。あの人たちに対抗しようと。カスミが対抗して負けて、やはり旭市から撤退したわけですね。それなのに道の駅なんかつくってね、10億も15億も、ましてどのぐらいの規模でやるのか分かりませんが、補助金はないわけですね。20年前はありました。しかし今はない、全部自己財源でやる、この旭市は、今、言っては悪いけれどもイエローカードですよ。そういったときに、そんなものをやったら大変なことになる、私はこう思いますよ、はっきり言って。

それでも、やはり駅長さんを、この間、総務委員会で多古町へ見に行きましたね。そして、千葉そごうのやはり部長クラスが駅長になってやっているわけですね。だから、この辺では今、昔はスーパータイヨーと言っていました、ビッグハウス、ここあたりが非常にノウハウが優れていると今言われているんですね。旭市で一番売れているのはビッグハウスですね。そういったバイヤーを頼んで駅長にしてやっていくというのなら、私はどうかなと、無理無理バイヤー程度で1億円か2億円の、いいおか荘の再建の起死回生のためにやるというのなら話は分かりますが、そんな膨大な考えをしてやるということだったら私は反対と。20年前から反対ですから、今になって反対というわけではございませんから、これはペイしない。役所がやる能力ではまず無理だと、私はそういうふうに最初からもう言うておきます。その点に対して慎重を期して、やるなら慎重を期してやっていただきたいということを質問とします。それにお答え願います。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 今、委員さんからお話がありました。慎重を期してということでご

ざいます。うちのほうとしても慎重を期してという部分で取り組んでいきたい。今回この部分を変更したのは、選択肢として今、検討委員会で道の駅の検討をしております。その中においても、ある程度必要だという部分もありました。また、懇談会の委員からも道の駅の検討も必要じゃないのという話がありましたので、選択肢として、将来、そういう部分を手がけることができるように形成方針も直したという部分ですので、今後の議論等を踏まえまして慎重に対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 参考意見ですがね、農水産課長は、きょう、いないと思いますが、要するに産業まつりも、これもやっぱり大きな問題があるんです。産業まつりをやると、人が来たと喜んでおりますが、やはり流動人口で大勢来たと喜んでおりますが、しかしその反面、デメリットもあるんです。産業まつりをやると、また港まつりでもやりますが、要するに魚が1か月売れないと、野菜も売れないと、何も売れないと小売業者は泣いているわけですね、はっきり言って。そういった反面調査をやはりしているのかということをおは質問します。それに対してお答え願います。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

副市長（増田雅男） ただいま、林委員さんから貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

それで、最後の反面調査でございますが、ちょっとここで私のほうで把握しておりませんので申し訳ないですけれども、その辺、ご理解いただきたいと思います。

そして、これから道の駅を進めるに当たりましては、ただいまいろいろ民間人の駅長ですが、そういうきちんとノウハウを持った者でやると、これはいろいろ肝に銘じまして、これから計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

企画課長（神原房雄） では、議案第9号について補足をいたします。これにつきましては、本会議、それから議案質疑でもございましたが、もうちょっと説明したいと思います。

今回の東総地区広域市町村圏事務組合理約の改正につきましては、平成21年3月31日をもって国の広域行政圏計画策定要綱、それからもう1つのふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴いまして、平成23年度以降において、市町村圏の振興整備に関する計画策定及び東総地区ふるさと市町村圏計画の策定は行わないとするものでございます。

この国の定めた2つの要綱が廃止された背景としましては、市町村の合併の進展に伴いまして、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域、それから広域行政機構を有しない圏域が広がっております。そういった広域行政圏を取り巻く状況が圏域ごとに大きく異なるという様相になっておりますので、今までのように都道府県知事が圏域を設定しまして、行政機能の分担等を推進してきた施策については廃止するというものでございます。

今後の広域連携につきましては、一部事務組合等の事務の共同処理の諸制度を活用しまして、地域の実情に応じて関係市の自主的な協議により行うということになります。

よって、東総地区ふるさと市町村圏基金のうち構成市の出資金総額等につきましても、取り崩しが可能となりましたので、取り崩しができるように所要の改正をしたものでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

太田委員。

委員（太田将範） 私、広域の議員もやっているんですけども、ここに書かれております「計画の策定及びその実施のための連絡調整」を「事業の実施」に改められておりますけれども、何の事業をやるのか全く書いてございません。説明を求めます。

委員長（島田和雄） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 今ご説明したとおり、ふるさと市町村圏という国の制度がなくなったので、今度は東総広域市町村圏組合の事業として、当面は今の形を続けていくという部分ですので、ふるさと市町村圏で実施している事業がいろいろございますけれども、その事業を、1つは海外研修とかいろいろな部分がございまして、そういうものを東総の事業として実施していくということになります。

委員長（島田和雄） 太田委員。

委員（太田將範） 東広独自の事業といいますが、この部分につきましては、東広の事業として行っております事業なんですけれども、これがきちっと位置づけられているのかということになるとですね、なかなかよくわからないところが議員としてもあるわけなんです。調整を行うということと、事業として行うのは、どういう意味合いが違うのかということなんですけれども、その辺の説明をもう一度お願いいたします。

委員長（島田和雄） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 今までは、国のそういった要綱、2つの要綱に基づいて事業を実施していました。今度はそういう要綱が廃止されたので、東広の事業として実施をするという部分になるということです。

（発言する人あり）

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

委員（柴田徹也） 一般質問でも、これは出ましたけれども、もう一度この東広の事業を確認したいと思います。説明をお願いします。

委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） 現在行っている事業でございますが、市単独で行うより広域でやったほうが効率的だという部分で、職員採用試験、職員共同研修、それから中学生の海外派遣研修、それから圏域内の共通課題でございます銚子連絡道路の早期完成に伴う諸事業、それとごみ処理施設の建設等々でございます。

委員長（島田和雄） 柴田委員。

委員（柴田徹也） 高橋さんの一般質問でも、これは出ていましたけれども、役割としては、もうかなり薄くなっているのかなという感じはしますね。職員の採用試験、それから例えば研修、今、市も大きくなっていますので、昔とは多少違うと思いますね。

ですから、そういった形で終息に向けた、これで取り崩しもできるわけですよ。大体、旭市が3億ちょっとあるし、結構お金もあるし、これが存続することによって結構経費もかかってくるんじゃないでしょうか。ですからそういった、今は取りあえず一段階としてこれでいいとしても、終息に向けた何か取り組みをしていったほうがいいような気がしますね、

意見です。

委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（神原房雄） あくまでも、先ほど申し上げましたけれども、単独でやるよりもいいんではないかという部分での共同処理という部分であります。それと同時に、今は銚子連絡道、それからごみ処理という部分もございますけれども、それ以外にも、今後そういう必要なものも出てくるだろうと思いますし、現在のそういういろいろな問題につきましても、いましばらくは、そういう部分の形で進んだほうがいいという部分であります。

先ほど申し上げましたけれども、2つの国のそういう要綱が廃止されましたので、今後は自主的な協議というふうになりますので、3首長の中で、そういう部分の議論の中で、今後は進めるというふうになりますので、その中では、そういう意見も今後出てくる可能性もございます。

以上です。

委員長（島田和雄） 太田委員。

委員（太田将範） 一般質問で環境課長からの回答でしたけれども、現在、ごみ処理の関係におきましては、決まっているのは、場所が野尻地区ということと、大体5ヘクタール程度の面積が必要だと。日量200トン进行处理できる能力がある炉ということしか決まっていなんでしょうね。ですから、東広のごみ処理をどこまでやるのか、市町村との線引きだとか、そういうものは一切決まっていません。ですから、どこがどれだけのコストが上がるのかということにつきましての答弁、計算のしようがないということなんです。ですから、以前、行った試算というのはありますけれども、今後行うものについては、試算というのではないんじゃないかと思います。その点でお答えをお願いいたします。

委員長（島田和雄） 太田委員、ただいまの質問ですが、所管が若干違うということで。

そのほかに質疑ございませんか、いいですか。

（発言する人なし）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市定住自立圏形成方針の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

企画課長（神原房雄） それでは、企画のほうから、きょう、お手元に資料があると思いますが、成田国際空港の増便に伴う飛行ルートの変更についてという資料が、ここに書かれているとおり、成田空港につきましては、年間の発着回数を30万回に増便するということを計画しておりまして、それに伴いまして一部の飛行ルートを変更するという部分でございます。

旭市に関係する変更でございますが、まずこの大きな白地の矢印がございます。鹿島灘から東庄町、旭市を通過して海へ出る大きな矢印でございますが、この高度が今度は変わるという部分でございます。降下高度が今までは県と国との約束の中で6,000フィート以上という部分でしたが、今後の発展のためという部分もありまして、到着便の混雑等々の場合に限りという部分ではございますけれども、高度が今度は6,000フィートから4,000フィートということで、メーターにしますと1,800メーターが1,200メーターまで徐々に降下するという部分であります。鹿島灘から入ってきまして、旭市の上空を通過して海岸線においてという話にはなっておりますけれども、1,200メートルになるという部分でございます。どうしても便数が多くなるために、どうしても低空の中で、いろいろやりとりが必要だという部分であります。

もう1点につきましては、南風時の離陸ルートということで、これは飛行機が出る部分ですね、離陸する部分でありますけれども、矢印にありますけれども、飛び立ちまして海へ出まして、ぐるっと旭市の上空を回って、多古町を回って行くという部分で、これも南風時の離陸ルートという部分でありまして、この部分について新たなルートとして新設されると。これについては高さは3,600メートル以上という部分でございます。これにつきましては、市民の周知ということで12月15日の広報に掲載して周知する予定であります。

以上です。

委員長（島田和雄） 財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から2点ほどご報告させていただきます。資料は特にございません。

まず1点目ですけれども、先ほど補正予算の補足説明の中で、地方交付税法の一部改正、

それから増額について申し上げました。その概要につきましてご説明いたします。

まず、国におきまして、平成21年度の決算剰余金、それから22年度の国税収入の増額の補正というのが行われまして、これに伴いまして地方交付税の法定率分の増加額等がございます。これは21年度の決算剰余金と合わせまして約1兆3,000億円でございます。このうち約1兆円を平成23年度分の地方交付税の総額に加算しますという法改正です。それと残りの3,000億円については平成22年度に増額交付しますと、そういう改正が11月26日に成立したところでございまして、内訳は普通交付税の雇用対策・地域資源活用臨時特例費、これが拡充されましたことと、調整額が復活したということで、このうち特別交付税180億円ほど回すということになります。

あと旭市に対する交付額なんですけれども、これは再算定、いわゆる計算をし直した結果なんですけれども、2億5,710万7,000円という、約2億5,000万という金額が増額されまして、平成22年度の普通交付税の総額なんですけれども、81億8,823万8,000円と、このような数字になりました。当初予算は71億円組んであったわけなんで、対予算で10億8,823万8,000円の増ということになります。今回、補正で一部使用しておりますので、この結果、この補正の後の留保額、いわゆるこの先の支出に備えるお金ということで7億3,800万円ほど残っているということになります。これらは実は一昨日に省令等も改正されまして、昨日、正式にこの額が示されましたので、この場でご説明させていただいたところでございます。

なお、特別交付税は12月と3月の交付でございますので、交付税全体の総額というのは、まだ決定していないという状況でございます。

それから、2点目なんですけれども、本会議、13日の最終日しか残っていないわけなんですけれども、契約案件の追加議案をお願いする件でございます。今議会の冒頭、市長の政務報告の中でも契約事務を進めている旨、申し上げたところ、都市計画道路の谷丁場遊正線でございます。

去る11月4日に一般競争入札の公告をしております。12月6日、この月曜日に開札いたしました。この結果、落札者が決定いたしまして、12月8日、昨日ですが、仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条、それから市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いしたく、13日、最終日ではございますけれども追加提案をさせていただきたいというものでございます。

契約の名称を簡単に申し上げますと、契約の名称は、道路新設工事（橋梁下部工）になります。JR総武本線との交差部に橋台を施工する、いわゆる橋の下の基礎の部分ですね、そ

れを施工すると。

契約方法ですが一般競争入札、契約の金額は1億1,067万円であります。予定価格は税込みで1億5,481万2,000円でございます。

契約の相手方でございますが、株式会社阿部建設でございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 税務課長。

税務課長（堀川茂博） 資料はございませんが、税務課から3点ほど諸般の報告をさせていただきます。

初めに、インターネット公売についてでございますが、今月の2日、市税の滞納者から差し押さえた物件を、初めてヤフー官庁オークションに参加し、競り売りを行い、すべて落札され換金されました。実施の情報につきましては、市のホームページからご覧になれます。これからも次々に行う予定でございますので、よい物件がありましたら、皆さんもぜひ参加してください。

次に、コンビニ収納についてでございますが、来年4月からライフスタイルの変化に伴い、納税窓口を拡大し、納税者の利便性を向上させるとともに、徴収率アップを期待し、コンビニで収納ができるよう準備を進めております。

それから3点目ですけれども、税務分室についてでございます。

事務事業の見直しとして、市民に不便が生じないように配慮し、来年4月から税務分室の廃止をする方向で準備を進めております。

以上3点でございます。

委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

委員（林 俊介） 今、税務課長のほうから報告がありましたけれども、納税、コンビニと言いましたけれども、市内すべてのコンビニで行う予定ですか、特定な、例えばセブンイレブンだけとかじゃなくて、すべてでということに理解してよろしいですか。

委員長（島田和雄） 税務課長。

税務課長（堀川茂博） 市内にあるコンビニにつきましては、すべてというふうにご理解いただきたいと思います。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 企画課長と大分仲よくなりまして、質問して申し訳ありませんが、ちょっと1点だけ聞きたいのですが、この飛行ルートで旭市を通る、高度も相当低いということで、騒音関係はどうなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それともう1点は、旭市に補償金が出ないのかなということも、2点お聞きいたします。

委員長（島田和雄） 企画課長。

企画課長（神原房雄） 騒音につきましては、60デシベルという部分でありまして、一般的な例では、静かな乗用車の中が60デシベルというふうになっておりますので、向こうの判定ですけれども、そういうレベルという部分であります。

その騒音対策という部分については、空港周辺対策を含めた騒防法という部分がございます、それには該当しないという部分でありますので、補助とか、そういう対策費というのはいりません。

委員長（島田和雄） じゃ、そのほかございませんか。

太田委員。

委員（太田将範） 税務の分室の廃止ということでございますけれども、イメージがちょっとわからないんですが、収納窓口等は各支所にあるということによろしいのでしょうか。

委員長（島田和雄） 税務課長。

税務課長（堀川茂博） そのとおりでございます。収納はできます。納税はできます。それから諸証明につきましても、従来どおりできる方向で準備を進めております。

委員長（島田和雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようございますので、所管事項の報告を終わります。

委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島田和雄